小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１）

FD3543

被相続人	

第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	①　特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤　③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		②　所在地番	⑥　課税価格の計算に当たって減額される金額
		③　取得者の持分に応ずる面積	⑦　宅地等について課税価格に算入する価額（④－⑥）
		④　取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　．　㎡	⑦　円
		④　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　．　㎡	⑦　円
		④　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　．　㎡	⑦　円
		④　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　．　㎡	⑦　円
		④　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　．　㎡	⑦　円
		④　円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の３を作成してください。
　（1）相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
　（2）一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
　　（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑥　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３　⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４　上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

２　限度面積要件の判定

上記「１　小規模宅地等の明細」の「⑤　③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計〕」及び「〔**合計**〕」の各欄を記入することにより判定します。

（第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計）　（第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計）　（第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計）　〔合　計〕

□㎡ ＋ □㎡ ×$\frac{5}{3}$＋ □㎡ ×２＝ □㎡ ≦400㎡

※の項目は記入する必要がありません。

※　第11・11の２表の付表２の２へ続きます。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		申告年月日		一連番号		グループ番号	